

障害保健福祉施策の動向

平成24年6月4日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
課長 土生栄二

目 次

I	東日本大震災における対応について	3
II	障がい者制度改革推進会議等の状況について	16
III	障害者自立支援法等の改正について	35
IV	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための 制度の在り方等について	39
V	障害者虐待防止対策等について	45
VI	障害者の就労支援について	50
VII	平成24年度予算及び障害福祉サービス等の 報酬改定について	66

I 東日本大震災における対応について

※本資料は、平成23年12月1日時点での既存資料を編集したものです。

被災された障害者等への支援(平成23年12月1日現在 厚生労働省障害保健福祉部取りまとめ)

障害者支援施設の入所者について

- 被災地の要請に基づき、入所施設に148名の介護職員等を派遣(岩手19、宮城74、福島55)
- 福島県の515人について、他の自治体の入所施設や公共施設で受入れ
(千葉県の鴨川青年の家や群馬県の(独)国立のぞみの園など)
- 障害福祉サービスの利用者負担や入所者の食費・居住費の自己負担を免除

在宅の障害者について

- 被災者全体への支援については、全国から派遣された保健師等累計11,238人が、避難所、仮設住宅や在宅にいる高齢者や障害者を訪問
- 障害者への支援については、自治体職員や保健師、相談支援専門員等が避難所や自宅を巡回し、必要な方は障害福祉サービスの利用につなげるよう取組を実施
(岩手県では、「被災地障がい者相談センター」を設置し、障害者の安否確認や必要な支援につなげる取組を実施)

【特に避難所において配慮が必要な障害者への対応】

- ・ 視覚障害者・聴覚障害者への情報の伝達方法や支援について、被災自治体へ周知
- ・ 発達障害者は、環境の変化への適応が難しい方がいることから、そのご家族や支援する方々に向けて、具体的な声かけの仕方等に関する情報を繰り返し周知し、リーフレットも作成

障害福祉サービス事業者について

- 障害福祉サービス事業者が事業を継続できるよう概算による請求(対象は、3月から7月のサービス提供分に限る。)を認めている。

予算等による対応

平成23年度第1次補正予算・震災特別立法

- 被災した障害児・者の生活の安定のために、障害福祉サービスの利用者負担や施設入所者の食費・居住費の免除を行う市町村等への財政支援(1.2億円)
- 被災した障害者支援施設等の復旧事業について、国庫補助率の引上げ(108.1億円)
- 被災した障害者支援施設等の事業再開に必要な備品・設備等の復旧費用の補助(21.3億円)
- 障害者支援施設等に入所する体温調整ができない方や人工呼吸器が必要な方のため、停電等による空調設備等の稼働停止に備え、非常用自家発電機の設置費用の補助(9.1億円)
- 被災地の避難所等において生活する高齢者や障害者に対して、専門職種による相談や生活支援等を地域で包括的に提供するサービス拠点の設置・運営に要する費用の補助(介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増し(70億円))

平成23年度第3次補正予算

- 入所・通所施設の復旧事業を実施するにあたり、対象施設の拡大、サービスの復興支援(ソフト事業)に対する助成、効果的・効率的な障害福祉サービスの再構築を進める際に必要な財政措置(障害者自立支援対策臨時特例交付金への積み増しなど)を、以下のことを重点に置き講ずる。
 - ・ 居宅介護事業所等の事業再建に向けた支援(1.9億円)
 - ・ 障害福祉サービスの事業運営支援(18.5億円)
- さらに、予算額28億円を障害者自立支援対策臨時特例交付金に積み増すなどして、以下のことを実施する。

地域精神保健活動の継続的な実施

- 1 仮設住宅や地域等での継続的な心のケア
 - ・ 市町村の保健師等と連携をとって、精神保健福祉士、臨床心理士等の専門職が仮設住宅等の巡回支援等を実施
- 2 心のケアセンター(仮称)整備事業
 - ・ 心のケアセンター(仮称): 基幹センターと地域センターで編成(被災県が設置予定)
 - ・ 災害時こころの情報支援センター: 被災地の心のケアセンターを支援する全国的機関を独立行政法人国立精神・神経医療研究センターに設置

地域精神医療機能の回復・充実

震災対応アウトリーチ

- ・被災した精神障害者、医療が必要な被災者に対してアウトリーチの手法を活用して医療的な支援を展開

障害者自立支援法に基づく障害者(児)への 福祉サービスや自立支援医療などの利用について

東日本大震災に伴い、以下のような障害者自立支援法に基づく障害者(児)への福祉サービスや自立支援医療などに関する弾力的措置が行われています。

1 受給者証なしでサービスが受けられます。(これまでサービスを受けられていた方)

- 受給者証の交付を受けていること、氏名、生年月日、居住地を申し出れば、受給者証がなくても事業者からサービスを受けたり、医療機関、薬局で受診や薬の受け取りをすることが可能です。(あわせて受給者証の再交付を市町村に申し出てください。)

2 今まで利用していた以外の事業者から同様のサービスを受けたり、医療機関、薬局でも受診や薬の受け取りをすることが可能です。

3 利用者負担の免除又は支払の猶予を受けられます。

- 事業者や医療機関の窓口でご相談ください。

(1)災害救助法や被災者生活再建支援法が適用されている被災地域の住民であり、

(2)以下に該当する方

- ①住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ②主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方
- ③主たる生計維持者が行方不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥福島第1・第2原発の事故に伴い政府の避難指示等の対象となっている方
- ⑦特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

4 震災後に支給決定の有効期間が切れたとしてもサービスが利用できます。

- 支給決定の有効期間が3月11日～8月30日までに切れる場合は、8月31日まで期限が自動的に延長されます。

5 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受けることができます。

- 通常の支給決定手続をとることができない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更を行うことができます。

※ 上記の取扱いは、地震発生後、被災地域から他の市町村に避難された方も対象となります。

※ 上記の3及び5は、補装具費の取扱いについても同様です。

上記の記載事項を含め福祉サービスや自立支援医療などの利用に関しては、裏面の「お問い合わせ先」にお問い合わせください。

また、その他生活等でお困りの場合は、裏面の「生活等の相談窓口」もございますので、ご利用ください。

お問い合わせ先

【岩手県】	岩手県保健福祉部障がい保健福祉課	電話:019-629-5447
【宮城県】	宮城県保健福祉部障害福祉課	電話:022-211-2539
【福島県】	福島県保健福祉部障がい福祉課	電話:024-521-7170
【仙台市】	仙台市健康福祉局障害企画課	電話:022-214-8163
	仙台市健康福祉局障害者支援課(自立支援医療)	電話:022-214-6135
【厚生労働省】	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	電話:03-3595-2528
	精神・障害保健課(自立支援医療)	電話:03-3595-2307

生活等の相談窓口

【障害児・知的障害・発達障害者関係団体災害対策連絡協議会現地対策本部】

【岩手県】 電話:090-5351-3780(8:00～20:00)

【宮城県】 電話:090-2909-4066(8:00～20:00)

【福島県】 電話:080-1859-3844(8:00～20:00)

【発達障害に関する相談先】 発達障害者支援センター

【岩手県】 電話:019-601-2115(月～金:9:00～17:00)

【宮城県】 電話:022-376-5306(月～木、土:9:00～16:30)

【仙台市】 電話:022-375-0110(月～金:8:30～17:00)

【福島県】 電話:024-951-0352(月～金:8:30～17:00)

【こころの健康に関する相談先】

【岩手県】 災害時ストレス健康相談受付窓口 019-629-9617(9:00～17:00)

【宮城県】 こころの健康相談電話(ホットライン)0229-23-3703(6:00～9:00)・0229-23-0302(9:00～17:00)・0229-23-3703(17:00～2:00)

【仙台市】 電話相談専用回線「はあとライン」022-265-2229

(月～金:10:00～12:00、13:00～16:00)

夜間電話相談「ナイトライン」022-217-2279(年中無休:18:00～22:00)

【福島県】 こころの健康相談ダイヤル 0570-064-556(月～金:9:00～17:00)

【目の不自由な方】

東北関東大震災視覚障害者支援対策本部

【本部】 電話:03-5291-7885(月～金:8:45～17:15) FAX:03-5291-7886

【岩手県・宮城県・福島県】 電話:090-1704-0437(終日) FAX:022-219-1642

【耳の不自由な方】

東日本大震災聴覚障害者救援中央本部

【本部】 電話:03-3268-8847(9:00～18:00) FAX:03-3267-3445

【岩手県】 電話:019-601-2710(月～金:10:00～16:00) FAX:019-601-2710

【宮城県】 電話:022-293-5531(9:00～18:00) FAX:022-293-5532

【福島県】 電話:024-522-0681(月～金:9:00～17:30、土:9:00～12:00) FAX:024-522-0681

【日本障害フォーラム(JDF)被災障害者総合支援本部】

【宮城県】 電話:080-4373-6077(年中無休:9:00～18:00) FAX:022-244-6965

【福島県】 電話:024-925-2428(年中無休:10:00～16:00) FAX:024-925-2429

東日本大震災に伴う障害福祉サービスの提供等の取扱いについて

東日本大震災に関連し、以下のような障害福祉サービスに係る弾力的措置が行われていますので、ご参考にしてください。詳しくは各県に相談してください。

※ 各事務連絡、通知は、厚生労働省ホームページからご覧いただくことができます。

(サービスの提供について)

1 被災者等を受け入れたときなどに、一時的に、定員を超える場合を含め人員配置基準や施設設備基準を満たさない場合も報酬の減額等を行わないこととしています。

(3月11日事務連絡、3月24日事務連絡(別添1 Q&A))

2 やむを得ない理由により、利用者の避難先等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、これまでのサービスとして報酬の対象とすることができます。(4月6日事務連絡(障害保健福祉部障害福祉課分))

3 避難所においてホームヘルプサービスを提供した場合も報酬の対象となります。
(3月11日事務連絡、3月24日事務連絡(別添1 Q&A))

4 利用者とともに仮設の施設や他の施設等に避難し、そこにおいてサービスを提供した場合も報酬の対象にすることができます。

※ 避難先の施設で費用がかかった場合には、避難をした事業者から避難先の事業者に支払ってください。(3月24日事務連絡(別添1 Q&A))

(利用者への対応について)

1 震災後に利用者の受けている支給決定の有効期間が切れていたとしても、サービスを提供できます。(3月24日事務連絡)

※ 特別措置法により、支給決定の有効期間が3月11日～8月30日までに切れる場合は、これを8月31日まで延長することとされています。

2 利用者が受給者証を持っていなくても、サービスを提供できます。
(3月24日事務連絡)

3 震災等により利用者負担の支払いが困難な方については、利用者負担の徴収の猶予や減免を行うことができます。(3月24日事務連絡)

(報酬の請求について)

1 震災等によりサービス提供記録を滅失等した場合や、サービスの提供内容を十分に把握することが困難な場合は、3月から6月分のサービス提供分について、概算による請求を行う旨を国保連に届け出ることができます。(この場合、報酬の支払はこれまでの実績により算出した額が支払われます。)(6月20日事務連絡等(障害保健福祉部企画課分))

2 一時的に報酬の支払いが中断した場合には、福祉医療機構による経営資金の貸付が受けられる場合があります。

※ この件に関する問い合わせ先

独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付部福祉審査課
TEL 0120-3438-62 FAX 03-3438-0583

【災害復旧資金(経営資金)の概要(第1次補正予算に計上)】

- ・ 償還期間 10年以内(据置期間2年以内)
[通常5年以内(据置期間半年以内)]
- ・ 貸付利率 5年間無利子、6・7年目 通常金利から▲0.9%、
8年目以降 通常金利から▲0.8%
[通常金利1.1%(6月9日現在)]
- ・ 無担保貸付 1,000万円まで[通常500万円まで]

(介護職員等の派遣、避難者の受入等)

1 各事業所等において、介護職員等が不足している場合には、国や県などの調整を受けて、別の事業所等より介護職員等の派遣を受けることができます。(3月18日事務連絡(介護職員等の派遣要望))

2 被災等により利用者を避難させたい場合には、国や県などの調整を受けて、受入施設を確保することができます。(3月18日事務連絡(要援護者の受入要望))

(福祉避難所について)

1 事業所や施設が福祉避難所の指定を受けて利用者等に対して支援を行うことも考えられます。福祉避難所は原則として10:1の職員配置とされていますが、特別基準として職員配置の上乗せを認められる場合もありますので、都道府県等と相談してください。ただし、同一サービスにつき、障害者自立支援法による報酬と福祉避難所に係る支弁の両方を得ることはできません。(3月11日通知、3月19日福祉避難所通知、3月19日福祉避難所通知(その2))

(雇用調整助成金等について)

1 震災に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた雇用保険の適用事業主が、労働者の雇用を維持するために、休業等を実施し、休業に係る手当等を労働者に支払った場合、それに相当する額の一部を助成する雇用調整助成金が利用できます。

【雇用調整助成金の概要】

- ・ 中小企業は原則8割
- ・ 上限額は1人1日当たり7,505円

2 震災等により、事業所が休止・廃止したために休業を余儀なくされ、賃金を受けとれない状態にある方は、実際に離職していなくても失業給付が受給できることとなっています。

○ 障害者の住まいの確保

バリアフリー対応の仮設住宅の設置促進

仮設住宅を障害者のグループホームとしても活用

○ 障害福祉サービス(ハード面)の再構築

地域において障害者が安心して暮らせるための、障害福祉サービス基盤体制を再構築

○ 障害福祉サービス(ソフト面)の再構築

行政、医療・福祉関係者、関係団体、NPO等の支援ネットワークの再構築

○ PTSDやうつ病などの心のケア

地域の拠点医療機関の機能、地域の保健福祉活動(アウトリーチを含む。)の機能の回復・充実を 図るためのマンパワー(精神保健福祉士、臨床心理士、作業療法士、社会福祉士等)の確保

被災地における障害福祉サービス基盤整備事業(イメージ)

障害福祉サービス復興支援拠点(仮称)

23圏域



復旧支援
コーディネーター

- 運営状況把握
- サービスニーズ把握
- 派遣プログラム
- 関係団体と連携



- 復興支援
アドバイザー
- 新体系移行
 - 基幹相談センター
 - 就労支援事業者
 - 発達障害者支援

事業者等に対する継続的な 指導・助言・事務代行

被災自治体

岩手県

宮城県

福島県

支援



運営状況等
の把握
相談



企業

ニーズ調査、
助言



特別支援学校

事業所再建に向けた取組の一々づを把握し、ニーズに応じた支援を実施

被災地の障害者 支援事業所



就労系事業者

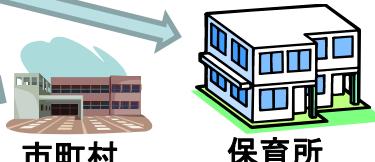


旧体系事業者

基幹相談
支援センター



親の会・
関係団体



市町村

保育所

ニーズ調査、
助言

ニーズ調査、
助言

ニーズ調査、
助言

ニーズ調査、
助言

ニーズ調査、
助言

地域における安定した障害福祉サービスの提供
〔職員の確保(定着支援)・事業所の安定支援〕

○ 圏域内の各種事業所の支援(復旧支援・業態転換支援、立ち上げ支援)を実施。

○ 就労支援事業者の再建支援については、労働団体等に幅広く働きかけ、業務発注の確保、流通経路の再建等に取り組む。

○ 障害者自立支援法、児童福祉法による新体系サービスへの移行を円滑に実施するために必要な知識・技術等の指導・助言(障害児施設一元化や基幹相談支援センターにおいて3障害に対応するための専門職員等)

○ 発達障害児・者の必要なニーズを把握し、ニーズに応じた障害福祉サービス等の提供のため助言・指導

発達障害児・者のニーズを踏まえた障害福祉サービス等の利用支援

- 東日本大震災の被災地3県（岩手県、宮城県、福島県）において、発達障害児・者の必要なニーズをきめ細かく把握し、ニーズを踏まえた障害福祉サービス等が提供されるよう支援。

※それぞれの被災県(岩手県・宮城県・福島県)で実施

センター・関係団体等との合議体

(コーディネーター)

発達障害者支援センター

関係団体
ネット、日本自閉症協会等

有識者(大学関係者等)

市町村

市町村

市町村

◇被災者への
聞き取り調査
・発達特性の変化
・ストレス後対応
・避難所での生活

◇きめ細かな
ニーズの把握
・行動変化等を
踏まえた現在必
要なニーズ

【地域】

ニーズに応じた
サービス等の内
容について
情報提供

随時情報交換
を行い、必要な
支援や環境整
備等について
連携

現場の状況や
ニーズ等につい
て情報共有

ニーズに応じた障害福祉サービス等 の提供 (アドバイザーによる支援)

放課後等デイサービス

学校
(特別支援学校
等)

児童発達支援センター

保育所

就労事業所

企 業

発達障害児者が利用する施設等

調査
支援

調査データ
の提供

発達障害情報センター
(国立障害者リハビリテーションセンター)

3県の調査結果を分析し、災害時支援に活用

被災地における障害者就労支援事業所の活動支援

（全国的な支援）
一次補正で対応

- 全国社会就労センター協議会
- 日本知的障害者福祉協会
- 全日本手をつなぐ育成会
- 日本身体障害者団体連合会
- きょうされん

協力

中央の事業所団体

日本セルプ
センター

被災県以外
の事業所団体

販売協力

業務受注・配分

助成等

厚生労働省

仕事の分配
(共同受注)

連携
協力

販売協力
(共同販売)

開催



基金の造成に必要
な経費の交付

労働団体等



協力依頼

被災県の事業所団体

岩手県

**岩手県社会
福祉協議会**

宮城県

**みやぎセルプ
協働受注センター**

福島県

**福島県授産
事業振興会**

被災
自治体

岩手県

宮城県

福島県

助成等

（被災県に
おける支援）
三次補正で対応

協力依頼

仕事の分配
(共同受注)

販売協力
(共同販売)

復旧支援

業態転換支援

支援

業務の受注

企業等



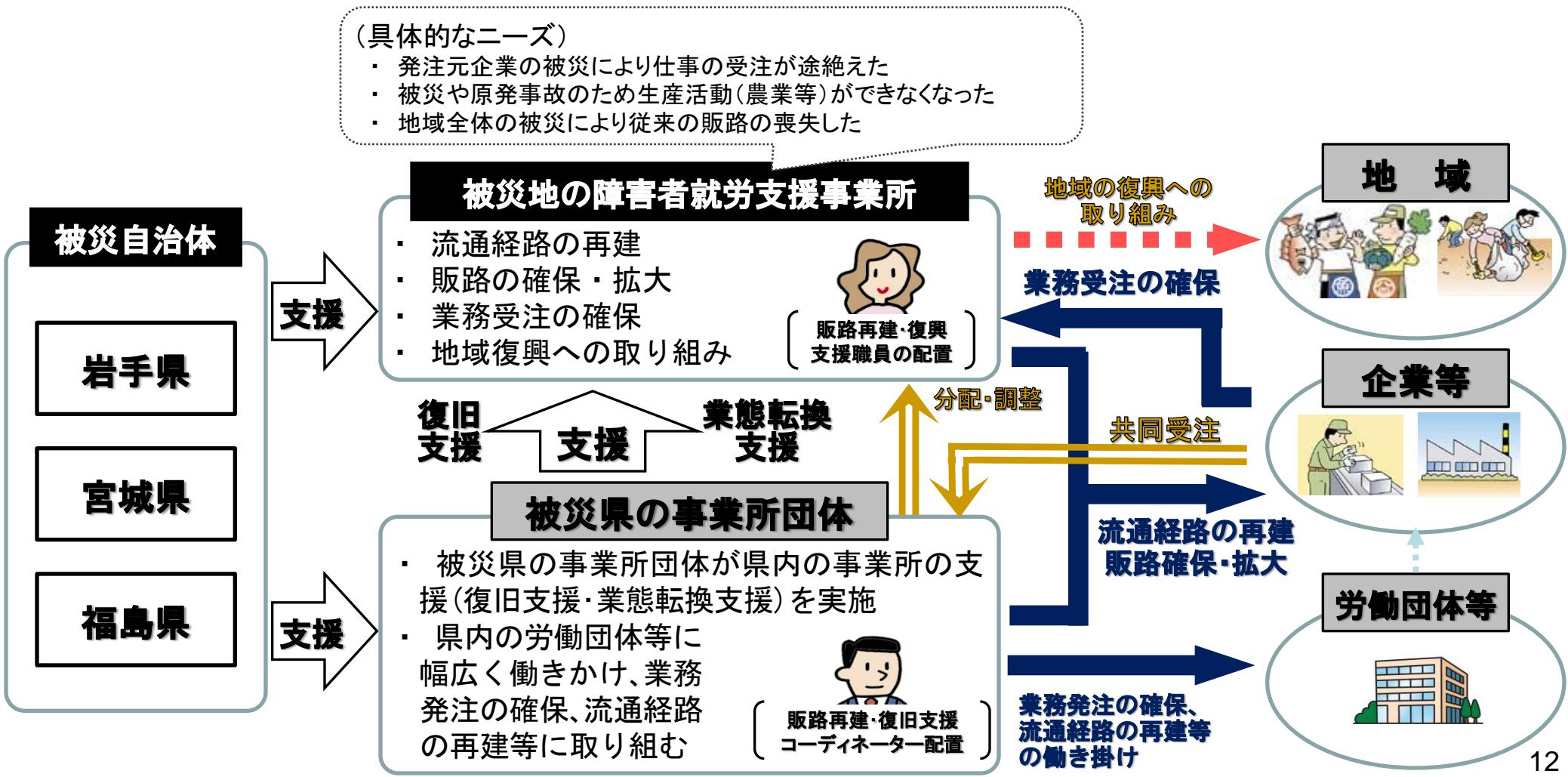
被災地の障害者就労支援事業所

被災地における障害者就労支援事業所の活動支援

- 被災地における就労支援事業所等が障害者の支援及び地域の復興支援のために行う以下ののような取り組みを支援する
- ・ 流通経路の再建や販路確保・拡大
 - ・ 被災施設復旧支援、業態転換支援
 - ・ 業務受注の確保
 - ・ 地域の復興への取り組み

(具体的なニーズ)

- ・ 発注元企業の被災により仕事の受注が途絶えた
- ・ 被災や原発事故のため生産活動(農業等)ができなくなった
- ・ 地域全体の被災により従来の販路の喪失した



日本セルフセンターを中心とする活動

- 被災地施設復興支援情報サイト「がんばろう東北 前進」の開設
 - 仕事情報を掲載
(例：菓子類パッケージ組立、養殖力キの採苗器作成、工芸品組立、バッグの製造 など)
 - 商品カタログの掲載
- 新規事業支援
 - パンの製造・販売にゼロから挑戦する施設支援（2月：2施設）
(横浜市を中心とするパン屋の集まり(特定非営利法人N G B C)の協力を得て実施)
- 「がんばろう東北 販売会」の開催
 - 全国のイオンショッピングセンターで販売会の開催（3月）
- 応援メッセージカードを作成
- コンサルタントによる研修実施（2月：福島の施設向け）

(参考)



平成23年度厚生労働省第一次補正予算の概要

※以下、障害保健福祉部関連のみ抜粋

東日本大震災に係る復旧支援

第1 被災者への支援

● 障害福祉サービスの利用者負担減免等の特別措置

被災した障害者について、障害福祉サービス等の利用者負担の減免や障害者支援施設入所者の食費・居住費の自己負担の減免等を行う場合に、市町村の負担を軽減するための財政支援を行う。

2. 1億円

● 被災した高齢者、障害者への生活支援等

被災地の避難所等において生活する高齢者・障害者等に対して、専門職種（介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等）による相談・生活支援等を行う費用を補助する。
応急仮設住宅等における総合相談、高齢者等のデイサービス、生活支援等を包括的に提供するサービス拠点の設置・運営に要する費用を補助する。
(以上につき、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増し等)

70億円

第2 被災地の復旧支援及び電力確保対策

● 社会福祉施設等の災害復旧

129億円

被災した障害者支援施設等の復旧に係る施設整備に対する国庫補助率を引き上げ、所要の国庫補助を行う。

○国庫補助率の引上げ 1/2 → 2/3 (例：障害者支援施設、グループホーム・ケアホーム、就労継続支援事業等を行なう障害福祉サービス事業所など)

被災した介護、障害福祉、子育て支援関係事業者等の復旧支援のために、事業再開に要する諸経費の国庫補助を行う。

上記のほか、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に基づき、自治体の財政力に応じ特別の財政援助を行う。
(例：特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、保育所、児童養護施設など)

● 電力確保対策

9. 1億円

停電等に備え、必要な電力が確保できるように、救命救急センター、介護老人保健施設及び重症心身障害児施設等における自家発電設備等の整備に要する費用の国庫補助等を行う。



平成23年度厚生労働省第二次補正予算の概要

計：45億円

1 二重債務問題への対応

40億円

被災した医療施設・社会福祉施設等の再建を支援するため、(独) 福祉医療機構が行う医療・福祉貸付について、次の措置を実施できるよう、同機構の財務基盤を強化する。

- ・旧債務に係る積極的な条件変更（償還期間の延長、金利の見直し等）
- ・災害復旧のための新規貸付条件のさらなる緩和（償還期間・据置期間の延長、無担保貸付額の拡充等）

※ なお、政府全体の中小企業向け対策の中で、生活衛生関係営業者の二重債務問題への対応を行う。(中小企業庁において計上)

2 児童福祉施設等の園庭の放射線量低減策の実施

4. 6億円

福島県内外の保育所などの園庭のうち毎時 $1\mu\text{Sv}$ (マイクロシーベルト) 以上の放射線量を観測したものについての表土除去処理事業に支援を行う。

3 東京電力福島第一原子力発電所の緊急作業従事者の被ばく管理データベースの構築

8.9百万円

〔労働保険特別会計〕

東京電力福島第一原子力発電所において、緊急作業に従事した労働者の作業内容、被ばく線量等を管理するためのデータベースを作成する。

(参考) 放射線モニタリングの強化 (文部科学省において一括計上)

〔うち厚生労働省分〕

食品・水道水に含まれる放射性物質の検査体制の強化のため、検疫所や国立試験研究機関の放射線の測定機器を整備する。

(参考)

省 PR 版抜粋

障害福祉部 平成23年度第三次補正予算

I 東日本大震災に係る復興支援

第1 地域における暮らしの再生

【医療・福祉サービス・コミュニティの再生】

被災地域の暮らしを再生し、少子高齢社会のモデルとなるよう、医療・福祉サービスの提供体制と地域コミュニティを再構築する。

障害福祉サービスの再構築（障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し（被災3県））

20億円

被災地の障害福祉サービス事業所において、引き続き安定したサービスの提供を行うことができるよう、以下の事業に対して財政支援を行う。

- ①障害福祉サービス復興支援拠点（仮称）を整備し、以下の支援等を実施
- ・ 障害者就労支援事業所の業務受注の確保及び流通経路の再建の取組
 - ・ 障害者自立支援法・児童福祉法に基づく新体系サービスへの移行
 - ・ 発達障害児・者のニーズに応じたサービス等の提供
- ②居宅介護事業所等の事業再開に向けた施設整備 など

【被災者の健康確保】

被災者の方々の心とからだの健康を確保する。

被災者の心のケア（障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し（被災3県）等）

28億円

被災者の方々に対して中長期的な心のケアを行うため、以下の事業に対して財政支援を行う。

- ①被災者の支援

- ・ 心のケアの必要な方に対する保健所等を中心とした相談対応
 - ・ 看護師等による仮設住宅等へのアウトリーチ（訪問支援） など
- ②心のケアを支援するための拠点整備
- ・ 心のケアセンター（仮称）（心のケアの支援拠点）の設置（被災県）
 - ・ 全国的な拠点としての「災害時心のケア研究・支援センター（仮称）」の設置

Ⅱ 障がい者制度改革推進会議等の状況について

これまでの経緯

- 平成18年 4月 : 障害者自立支援法の施行（同年10月に完全施行）
- 平成18年12月 : 法の円滑な運営のための**特別対策**
(①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法移行のための経過措置)
- 平成19年12月 : 障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた**緊急措置**
(①利用者負担の見直し、②事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備促進)
- 平成20年12月 : 社会保障審議会障害者部会報告のとりまとめ
- 平成21年 3月 : 「**障害者自立支援法等の一部を改正する法律案**」国会提出
→同年7月、衆議院の解散に伴い**廃案**
- 平成21年 9月 : **連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針**
- 平成22年 1月 : 厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との**基本合意**
障がい者制度改革推進会議において議論開始
- 平成22年 4月 : **低所得者の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化**
障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において議論開始
 - ★ 4月27日 **自民・公明**が障害者自立支援法の改正法案を衆議院に提出
 - ★ 5月26日 **民主・社民・国民**が障害者自立支援法の改正法案を衆議院に提出
 - ★ 5月28日 上記2案を撤回の上、**鉢呂吉雄**衆議院厚生労働委員長が障害者自立支援法の改正法案を提出 ⇒国会の閉会に伴い廃案
- 平成22年 6月 : 「障害者制度改革の推進のための基本的方向(第一次意見)」取りまとめ(推進会議)
「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(閣議決定)
 - ★ 11月17日 **牧義夫**衆議院厚生労働委員長が障害者自立支援法の改正法案を提出
- 平成22年12月 : 「**障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律**」が成立
- 平成23年 7月 : 「**障害者基本法の一部を改正する法律**」が成立
- 平成23年 8月 : 「**障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言**」取りまとめ
- 平成24年 3月 : 「**地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案**」が閣議決定(3月13日)

障害者制度改革の推進体制

障がい者制度改革推進本部

(内閣総理大臣を本部長としすべての国務大臣で構成)

障がい者制度改革推進会議

(障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、学識経験者等)

部会(施策分野別)

- 障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、H21年12月8日閣議決定により設置。

- 当面5年間を障害者制度改革の集中期間と位置付け、
 - ・改革推進に関する総合調整
 - ・改革推進の基本的な方針の案の作成及び推進
 - ・「障害」の表記の在り方に関する検討等を行う。

- 障害者に係る制度の改革を始め、障害者施策の推進に関する事項について意見。

(H22年1月以降37回開催。6月7日に第一次意見、12月17日に第二次意見取りまとめ。)

必要に応じ、部会を開催

- ・総合福祉部会をH22年4月以降19回開催
- ・差別禁止部会をH22年11月以降12回開催

※開催回数は平成24年2月8日現在

【新たな推進体制の下での検討事項の例】

- ・障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関(モニタリング機関)
- ・障害を理由とする差別等の禁止に係る制度(差別禁止部会をH22年11月に設置)
- ・教育
- ・労働・雇用
- ・障害福祉サービス(総合福祉部会をH22年4月に設置) 等

障がい者制度改革推進会議構成員名簿

(敬称略 五十音順)

※◎は議長、○は議長代理

大久保 常明	(福)全日本手をつなぐ育成会顧問	竹下 義樹	(福)日本盲人会連合副会長
大谷 恵子	弁護士	土本 秋夫	ピープルファースト北海道会長
大濱 真	(社)全国脊髄損傷者連合会副理事長	堂本 晓子	前千葉県知事
◎ 小川 榮一	日本障害フォーラム代表	中島 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
尾上 浩二	(NPO)障害者インターナショナル日本会議 事務局長	中西 由紀子	アジア・ディスアビリティ・インスティテート代表
勝又 幸子	国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部長	長瀬 修	東京大学大学院特任准教授
門川 紳一郎	(福)全国盲ろう者協会評議員	久松 三二	(財)全日本ろうあ連盟常任理事・事務局長
川崎 洋子	公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事長	○ 藤井 克徳	日本障害フォーラム幹事会議長
北野 誠一	(NPO)おおさか地域生活支援ネットワーク 理事長	松井 亮輔	法政大学名誉教授
清原 慶子	三鷹市長	森 祐司	(福)日本身体障害者団体連合会 常務理事・事務局長
佐藤 久夫	日本社会事業大学教授	山崎 公士	神奈川大学教授
新谷 友良	(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 常務理事	オブザーバー	
関口 明彦	全国「精神病」者集団運営委員	遠藤 和夫	日本経済団体連合会労働政策本部主幹
		福島 智	東京大学先端科学技術研究センター教授

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会構成員名簿

(敬称略 五十音順)

※◎は部会長、○は副部会長

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センター「がじゅまる」センター長	末光 茂	社団法人日本重症児福祉協会常務理事
荒井 正吾	全国知事会社会文教常任委員会委員、奈良県知事	竹端 寛	山梨学院大学准教授
伊澤 雄一	特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会代表	田中 伸明	社会福祉法人日本盲人会連合
石橋 吉章	社団法人全国肢体不自由児・者父母の会 連合会理事	田中 正博	特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク代表理事
伊東 弘泰	特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会会长	中西 正司	全国自立生活センター協議会常任委員
○茨木 尚子	明治学院大学教授	中原 強	財団法人日本知的障害者福祉協会会长
氏田 照子	一般社団法人日本発達障害ネットワーク副理事長	奈良崎 真弓	本人によるみんなで知る見るプログラム委員会委員
大久保 常明	社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会顧問	西瀧 憲彦	財団法人全日本ろうあ連盟
大濱 真	社団法人全国脊髄損傷者連合会副理事長	野沢 和弘	毎日新聞論説委員
岡部 耕典	早稲田大学准教授	野原 正平	日本難病・疾病団体協議会
小澤 温	筑波大学大学院教授	橋本 操	特定非営利活動法人ALS／MNDサポートセンターさくら会理事長
小田島 栄一	ピープルファースト東久留米代表	東川 悅子	特定非営利活動法人日本脳外傷友の会理事長、日本障害者協議会副代表
小野 浩	きょうされん常任理事	平野 方紹	日本社会事業大学准教授
○尾上 浩二	特定非営利活動法人 障害者インターナショナル日本会議事務局長	広田 和子	精神医療サバイバー
柏女 靈峰	淑徳大学教授	福井 典子	社団法人日本てんかん協会常任理事
河崎 建人	社団法人日本精神科病院協会副会長	福島 智	東京大学先端科学技術研究センター教授
川崎 洋子	公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事長	藤井 克徳	日本障害フォーラム幹事会議長
門屋 充郎	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会代表理事	藤岡 毅	弁護士・障害者自立支援法訴訟弁護団事務局長
北野 誠一	特定非営利活動法人おおさか地域生活支援 ネットワーク理事長	増田 一世	社団法人やどかりの里常務理事
君塚 葵	全国肢体不自由児施設運営協議会会長	三浦 貴子	全国身体障害者施設協議会制度・予算対策委員会委員長
倉田 哲郎	箕面市市長	光増 昌久	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会副代表
駒村 康平	慶應義塾大学教授	三田 優子	大阪府立大学准教授
近藤 正臣	全国社会就労センター協議会会長	宮田 広善	全国児童発達支援協議会副会長
斎藤 縣三	特定非営利活動法人共同連事務局長	森 祐司	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会常務理事・事務局長
坂本 昭文	鳥取県西伯郡南部町長	山本 真理	全国「精神病」者集団
○佐藤 久夫	日本社会事業大学教授	渡井 秀匡	社会福祉法人全国盲ろう者協会評議員
佐野 昇	社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 事務局長		
清水 明彦	西宮市社会福祉協議会障害者生活支援グループ グループ長		
水津 正紀	社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会理事		

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(6月29日閣議決定)【概要】

目的・基本的考え方

●障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(平成22年6月7日)
を最大限に尊重し、我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図る。

→ 障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

基礎的な課題における改革の方向性

(1) 地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築

- ・障害者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援の充実、及び平等な社会参加、参画を柱に据えた施策の展開
- ・虐待のない社会づくり

(2) 障害のとらえ方と諸定義の明確化

障害の定義の見直し、合理的配慮が提供されない場合を含む障害を理由とする差別や、手話その他の非音声言語の定義の明確化

横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

(1) 障害者基本法の改正と改革の推進体制

- ・障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加
- ・改革の集中期間内における改革の推進等を担う審議会組織の設置
- ・改革の集中期間終了後に障害者権利条約の実施状況の監視等を担ういわゆるモニタリング機関の法的位置付け 等

→第一次意見に沿って検討、23年に法案提出を目指す

(2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等

- ・障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築

→第一次意見に沿って検討、25年に法案提出を目指す
これに関連し、人権救済制度に関する法案も早急に提出できるよう検討

(3) 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

- ・制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築

→第一次意見に沿って検討、24年に法案提出、25年8月までの施行を目指す

工程表

	平成21年12月～平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
横断的課題のスケジュール等	障がい者制度改革推進本部の設置(平成21年12月)	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者基本法抜本改正・制度改革の推進体制等に関する法案の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ●次期障害者基本計画決定(12月目途) 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者総合福祉法案(仮称)の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者差別禁止法案(仮称)の提出(改革の推進に必要な他の関係法律の一括整備法案も検討)
※主な事項について記載					
(1) 労働及び雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉的就労への労働法規の適用の在り方 ・雇用率制度についての検証・検討 ・職場での合理的配慮確保の方策 	(～23年内)		(～24年度内目途)	(～24年度内目途)
(2) 教育	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた制度改革の基本的方向 ・手話・点字等に通じた教員等の確保・専門性の向上に係る方策 	(～22年度内)		(～24年内目途)	
(3) 所得保障	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の所得保障の在り方を公的年金の抜本見直しに併せて検討 ・住宅の確保のための支援の在り方 	(～24年内目途)	(～24年内)		
(4) 医療	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費用負担の在り方(応能負担) ・社会的入院を解消するための体制 ・精神障害者の強制入院等の在り方 	(～23年内)	(～23年内)	(～24年内目途)	
(5) 障害児支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・療育支援体制の改善に向けた方策 	(～23年内)			
(6) 虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止制度の構築に向けた必要な検討 				
(7) 建物利用・交通アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・地方のバリアフリー整備の促進等の方策 	(～22年度内目途)			
(8) 情報アクセス・コミュニケーション保障	<ul style="list-style-type: none"> ・情報バリアフリー化のための環境整備の在り方 ・障害特性に応じた災害時緊急連絡の伝達の方策 			(～24年内)	
(9) 政治参加	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙情報への障害者のアクセスを容易にする取組 ・投票所のバリア除去等 	(～22年度内)			
(10) 司法手続	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事訴訟手続における障害の特性に応じた配慮方策 			(～24年内目途)	
(11) 國際協力	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア太平洋での障害分野の国際協力への貢献 				

※各個別分野については、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、工程表としてそれぞれ検討期間を設定

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について (抜粋)

平成22年6月29日
閣議決定

政府は、障がい者制度改革推進会議(以下「推進会議」という。)の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(平成22年6月7日)(以下「第一次意見」という。)を最大限に尊重し、下記のとおり、障害者の権利に関する条約(仮称)(以下「障害者権利条約」という。)の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図るものとする。

第2 障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

2 横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

(3)「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法(平成17年法律第123号)を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」(仮称)の制定に向け、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成24年常会への法案提出、25年8月までの施行を目指す。

3 個別分野における基本的方向と今後の進め方

(1)労働及び雇用

○ いわゆる福祉的就労の在り方について、労働法規の適用と工賃の水準等を含めて、推進会議の意見を踏まえるとともに、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会(以下「総合福祉部会」という。)における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

(4)医療

○ 精神障害者に対する強制入院、強制医療介入等について、いわゆる「保護者制度」の見直し等も含め、その在り方を検討し、平成24年内を目途にその結論を得る。

○ 「社会的入院」を解消するため、精神障害者に対する退院支援や地域生活における医療、生活面の支援に係る体制の整備について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

○ 精神科医療現場における医師や看護師等の人員体制の充実のための具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成24年内を目途にその結論を得る。

(5)障害児支援

○ 障害児やその保護者に対する相談や療育等の支援が地域の身近なところで、利用しやすい形で提供されるようにするために、現状の相談支援体制の改善に向けた具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

○ 障害児に対する支援が、一般施策を踏まえつつ、適切に講じられるようにするための具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

(6)虐待防止

○ 障害者に対する虐待防止制度の構築に向け、推進会議の意見を踏まえ、速やかに必要な検討を行う。

障害者基本法の一部を改正する法律【概要】〈平成23年7月29日成立・平成23年8月5日公布〉

総則関係（公布日施行）

1) 目的規定の見直し(第1条関係)

・全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

等

2) 障害者の定義の見直し(第2条関係)

・身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

等

3) 地域社会における共生等(第3条関係)

1)に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。

等

・全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

・全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に生することを妨げられないこと。

・全て障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

等

4) 差別の禁止(第4条関係)

・障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

・社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

等

・国は、差別の防止を図るために必要な情報の収集、整理及び提供を行う。

5) 國際的協調(第5条関係)

・1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。

等

6) 国民の理解(第7条関係)/国民の責務(第8条関係)

・国及び地方公共団体は、3)から5)までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。

・国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。

等

7) 施策の基本方針(第10条関係)

・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。

・障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。

等

基本的施策関係(公布日施行)

1) 医療、介護等(第14条関係)

・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策

・身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重

等

2) 教育(第16条関係)

・年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策

等

障害者政策委員会等(公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日)

国)障害者政策委員会(第32~35条関係)

・中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置(障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから総理が任命)

・障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告

等

地方)審議会その他の合議制の機関(第36条関係)

・地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加

等

・障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重

・調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進

3) 療育【新設】(第17条関係)

・身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策。

・研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備の促進

4) 職業相談等(第18条関係)

・多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等の施策

5) 雇用の促進等(第19条関係)

・国、地方公共団体、事業者における雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策

・事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理

6) 住宅の確保(第20条関係)

・地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策

7) 公共的施設のバリアフリー化(第21条関係)

・交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。)その他の公共的施設について、円滑に利用できるような施設の構造及び設備等の計画的推進

8) 情報の利用におけるバリアフリー化等(第22条関係)

・円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策

・災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策

9) 相談等(第23条関係)

・意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等

・障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるように、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援

10) 文化的諸条件の整備等(第25条関係)

・円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策

11) 防災及び防犯【新設】(第26条関係)

・地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に關し必要な施策

12) 消費者としての障害者の保護【新設】(第27条関係)

・障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他の必要な施策

13) 選挙等における配慮【新設】(第28条関係)

・選挙等において、円滑に投票できるようにするために、投票所の施設、設備の整備等必要な施策

14) 司法手続における配慮等【新設】(第29条関係)

・刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策

15) 國際協力【新設】(第30条関係)

・外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他の必要な施策

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言(概要)

障害者総合福祉法の 6つのポイント

1. 障害のない市民との平等と公平
2. 谷間や空白の解消
3. 格差の是正
4. 放置できない社会問題の解決
5. 本人のニーズにあった支援サービス
6. 安定した予算の確保

I. 障害者総合福祉法の骨格提言

1. 法の理念・目的・範囲

- ・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現する。
- ・保護の対象から権利の主体への転換と、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。
- ・地域で自立した生活を営む権利。

2. 障害(者)の範囲

- ・障害者総合福祉法が対象とする障害者(障害児を含む)は、障害者基本法に規定する障害者をいう。
- ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。

4. 支援(サービス)体系

- ・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。
- ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。

7. 利用者負担

- ・食材費や光熱水費等は自己負担とする。
- ・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。

10. 報酬と人材確保

- ・利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅系支援に係る報酬は時間割とする。
- ・福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。

3. 選択と決定(支給決定)

- ・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。
- ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。
- ・協議調整により必要十分な支給量が保障される。
- ・合議機関の設置と不服申立。

5. 地域移行

- ・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。
- ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。
- ・ピアソポーターの活用。

6. 地域生活の基盤整備

- ・計画的な推進のため地域基盤整備10ヵ年戦略策定の法定化。
- ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す。
- ・地域生活支援協議会の設置。

9. 権利擁護

- ・権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立てのすべてに対応する。
- ・オンブズパーソン制度の創設。
- ・虐待の防止と早期発見。

II. 障害者総合福祉法の 制定と実施への道程

1. 障害者自立支援法の事業体系への移行問題

- ・自立支援法の事業移行期限終了後も一定の要件の下で移行支援策を継続する。

2. 障害者総合福祉法の制定及び実施までに行うべき課題

- ・総合福祉法の制定及び実施に当たり地方自治体の意見を踏まえる。
- ・総合福祉法の策定及び実施のための実態調査や試行事業を行う。

3. 障害者総合福祉法の円滑な実施

- ・総合福祉法を補完する、あるいはこれへの移行を支援する基金事業を設けること。

4. 財政のあり方

- ・国は予算措置に必要な基礎データを把握する。
- ・障害関連予算をOECD諸国の平均水準を目標漸進的に拡充する。
- ・財政の地域間格差の是正を図る。
- ・財政設計にあたり一般施策での予算化を追求。
- ・障害者施策の推進は経済効果に波及する。
- ・支援ガイドラインに基づく協議調整による支給決定は財政的にも実現可能である。
- ・長時間介助等の地域生活支援のための財源措置を講じること。

III. 関連する他の法律や分野との関係

1. 医療

- ・医療は福祉サービス及び保健サービスとの有機的連携の下で提供される必要がある。
- ・福祉、保健、医療にわたる総合的な相談支援が必要。

2. 障害児

- ・障害児を含むすべての子供の基本的権利を保障する仕組みの創設が必要。
- ・障害を理由に一般児童施策の利用が制限されるべきではない。

3. 労働と雇用

- ・障害者雇用促進法を見直し、雇用の質の確保、必要な支援を認定する仕組みの創設、雇用率や納付金制度見直し等を行う。
- ・労働と福祉の一体的展開。

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案の概要

1. 趣旨

(平成24年3月13日閣議決定)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、関係法律の整備について定めるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念に新たに掲げる。

3. 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。(児童福祉法における障害児の範囲も同様に対応。)

4. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(「重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるもの」とする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、手話通訳者等を養成する事業等)

5. サービス基盤の計画的整備

- ① 基本指針・障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化
- ② 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ③ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

6. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する者に対する支援、移動の支援、就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

※ 上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. ①及び②については、平成26年4月1日)

る法律案要綱

第一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」とこう。)とするものとする」と。 (題名関係)

二四

「の法律的目的の実現のため、障害福祉サービスに係る給付に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うものとする旨を明記する」と。(第一条関係)

三 基本理念

「」の法律の basic 理念を、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられる」となく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられる」とより社会参加の機会が確保される」と及び「どで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生する」とを妨げられない」と並びに「障害者及び障害児」として日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資する」とを「として、総合的かつ計画的に行わなければならぬ」ととするものとする。」（第一條の一関係）

障害者の範囲

「」の法律に規定する「障害者」に、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものを加えてるものとする。」（第四条第一項関係）

四 障害者の範囲

五 重度訪問介護の対象拡大

障害福祉サービスのうち、重度訪問介護の対象となる者を、「重度の肢体不自由者その他の障害者であつて常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの」とするものとする」と。(第五条第三項関

六 共同生活介護の共同生活援助への一元化

障害福祉サービスのうち、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化し、共同生活援助において、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うものとする」と。（第五条第十五項関係）

七 指定障害福祉サービス事業者等の指定の欠格要件

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の欠格要件に、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける「とがなくなるまでの者であるときを加えるものとする」と。（第三十六条第三項等関係）

八 指定障害福祉サービス事業者等の責務

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者は、その行う支援を、障害者等の立場に立つて行うように努めなければならぬるものとする」と。（第四十二条第一項等関係）

九 地域生活支援事業の追加

1 市町村が行う地域生活支援事業

市町村が行う地域生活支援事業として、障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業、障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営む「とができるようにするための活動に対する支援を行う事業、障害者に係る民法に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うこと」ができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業並びに手話通訳等を行う者を養成する事業を加えるものとする」と。（第七十七条第一項関係）

2 都道府県が行う地域生活支援事業

都道府県が行う地域生活支援事業として、手話通訳等を行う者を養成する事業のうち、広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を加えるものとする」と。（第七十八条第一項関係）

十 相談支援の連携体制の整備

基幹相談支援センターを設置する者は、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員その他の関係者との連携に努めなければならないものとすること。)

第七十七条の二 第五項関係)

十一 基本指針の見直し

1 基本指針の内容の見直し

基本指針に定める事項に、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項を加えるものとすること。(第八十七条第二項関係)

2 基本指針への障害者をはじめとする関係者の意見の反映

厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、又は変更しようとするとときは、あらかじめ、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとすること。(第八十七条第三項関係)

十二 障害福祉計画の見直し

3 実態を踏まえた基本指針の見直し

厚生労働大臣は、障害者等の生活の実態等を勘案して、必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとすること。(第八十七条第四項関係)

十三 障害福祉計画の見直し

1 障害福祉計画の内容の見直し

市町村及び都道府県が障害福祉計画に定めるよう努める事項に、指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項を加えるものとすること。(第八十八条第三項及び第八十九条第三項関係)

2 実態を踏まえた障害福祉計画の作成

市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとすること。(第八十八条第五項関係)

3 障害福祉計画の調査、分析及び評価

市町村及び都道府県は、定期的に、障害福祉計画について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画を変更することとその他の必要な措置を講ずるものとする」と。(第八十八条の二及び第八十九条の一関係)

十三 自立支援協議会の見直し

1 名称の変更

自立支援協議会の名称を地方公共団体が地域の実情に応じて変更できるよう、協議会に改めるものとする」と。(第八十九条の三第一項関係)

2 構成員

協議会を構成する者に障害者等及びその家族が含まれる旨を明記すること。(第八十九条の三第一項関係)

3 協議会の設置

協議会の設置をさらに進めるため、地方公共団体は協議会を設置するよう努めなければならないものとすること。(第八十九条の三第一項関係)

十四 その他所要の改正を行うこと。

第二 児童福祉法関係

一 障害児の範囲

この法律に規定する「障害児」に、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者総合支援法第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童を加えるものとする」と。(第四条第二項関係)

二 指定障害児通所支援事業者等の指定の欠格要件

指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の欠格要件に、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるときを加えるものとする」と。(第二十一条の五の十五第二項等関係)

三 指定障害児事業者等の責務

指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者は、その行う支

援を、障害児及びその保護者の立場に立つて行うように努めなければならないものとする」と。(第二十一条の五の十七第一項等関係)

四 その他所要の改正を行うこと。

第三 身体障害者福祉法関係

一 身体障害者相談員

身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たつては、身体に障害のある者が、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業その他の身体障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるよう配慮し、「これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならないものとする」と。(第十一条の三第四項関係)

二 その他所要の改正を行うこと。

第四 知的障害者福祉法関係

一 知的障害者相談員

知的障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たつては、知的障害者又はその保護者が、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業その他の知的障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるよう配慮し、「これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならないものとする」と。(第十五条の二第四項関係)

二 後見等に係る体制の整備

市町村及び都道府県は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする」と。(第二十八条の一関係)

三 その他所要の改正を行うこと。

第五 施行期日

「この法律は、平成二十五年四月一日から施行するものとする」と。ただし、第一の五(重度訪問介護の対象拡大)及び六(共同生活介護の共同生活援助への一元化)は、平成二十六年四月一日から施行するものとすること。

一 政府は、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、「この法律の施行後三年を目途として、障害者総合支援法第一条の一に規定する基本理念を勘案し、常時介護をする障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする」と。

二 政府は、一の検討を加えようとするときは、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」と。

第七 経過措置等

「この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行う」と。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案に対する修正案要綱

第一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係

一 指定障害福祉サービス事業者等の責務

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者並びに指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者は、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者等の立場に立つて支援を行うように努めなければならないものとすること。

(第四十二条第一項及び第五十一条の二十一第一項関係)

二 地域生活支援事業の追加

1 市町村が行う地域生活支援事業

市町村が行う地域生活支援事業として、意思疎通支援(手話その他厚生労働省令で定める方法により障害者等とその他の者の意思疎通を支援すること)を行う者の派遣その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業及び意思疎通支援を行う者を養成する事業を加えるものとすること。

(第七十七条第一項関係)

2 都道府県が行う地域生活支援事業

都道府県が行う地域生活支援事業として、意思疎通支援を行う者の派遣その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業のうち、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を加えるものとすること。

(第七十八条第一項関係)

三 基幹相談支援センター

基幹相談支援センターを設置する者が連携に努めなければならない関係者に、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者を加えるものとすること。

(第七十七条の二第五項関係)

四 障害福祉計画の内容の見直し

市町村及び都道府県が障害福祉計画に定める事項に、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項並びに地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を加えるものとすること。

(第八十八条第二項及び第八十九条第一項関係)

五 障害支援区分

(第四条第四項関係)

六 地域移行支援

地域移行支援の対象に、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であつて厚生労働省令で定めるものを加えるものとする」と。

七 その他所要の改正を行うこと。

第二 児童福祉法関係

指定障害児通所支援事業者及び指定医療機関の設置者、指定障害児入所施設等の設置者並びに指定障害児相談支援事業者は、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、常に障害児及びその保護者の立場に立つて支援を行うように努めなければならないものとする」と。

(第二十一条の五の十七第一項、第二十四条の十一第一項及び第二十四条の三十第一項関係)

第三 知的障害者福祉法関係

市町村は、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、知的障害者の支援体制の整備に努めなければならないものとする」と。

(第十五条の三第一項関係)

第四 本法附則関係

一 施行期日

第一の五(障害支援区分)及び六(地域移行支援)は平成二十六年四月一日から、その他の部分は平成二十一年四月一日から施行すること。

二 適切な障害支援区分の認定のための措置

政府は、第一の五の障害支援区分の認定が、知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、第一の五の厚生労働省令で定める区分の制定に当たつての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする」と。

(附則第二条関係)

三 検討

政府がこの法律の施行後三年を日途として検討を加える内容に、第一の五の障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方並びに精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方を加える」と。

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

(附則第三条関係)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

- 一 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成については、利用者が支援を受けやすくする観点から、窓口は市町村を基本としつつ、市町村及び都道府県の必須事業については、支援が抜け落ちることなく、適切な役割分担がなされるようそれぞれの行う事業を具体的に定めること。
- 二 意思疎通支援を行う者の派遣については、個人利用にとどまらず、複数市町村の居住者が集まる会議での利用など、障害者のニーズに適切に対応できるよう、派遣を行う市町村等への必要な支援を行つこと。
- 三 障害福祉計画の策定に当たっては、中長期的なビジョンを持ちつつ、障害者の地域生活に対する総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。
- 四 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと。
- 五 難病患者に対する医療、保健、研究、福祉、就労等の総合的な支援施策について、法整備も含め早急に検討し確立すること。
- 六 精神障害者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、福祉を包括したサービスの在り方、精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと。
- 七 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方の検討と併せて、成年被後見人の政治参加の在り方について、検討を行うこと。
- 八 障害者の就労の支援の在り方については、障害者の一般就労をさらに促進するため、就労移行だけでなく就労定着への支援を着実に行えるようなサービスの在り方について検討するとともに、一般就労する障害者を受け入れる企業への雇用率達成に向けた厳正な指導を引き続き行うこと。
- 九 障害児・者に対する福祉サービスに係る地方税や都市計画制度の取扱いについて、社会福祉事業の円滑で安定的な運営に資するべく所要の配慮が行われるよう、地方自治体に対し周知する等の措置を講ずること。
- 十 常時介護をする障害者等に対する支援その他の障害福祉サービスの在り方等の検討に当たっては、国と地方公共団体との役割分担も考慮しつつ、重度訪問介護等、長時間サービスを必要とする者に対して適切な支給決定がなされるよう、市町村に対する支援の在り方についても、十分に検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずること。

Ⅲ 障害者自立支援法等の改正について

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に

- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

- 相談支援体制の強化
〔市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、
地域移行支援・地域定着支援の個別給付化〕

- 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勘案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)

- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

- 在園期間の延長措置の見直し
〔18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。
その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。〕

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日
(平成23年10月1日)から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設

- 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化)

(その他)(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、

(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、

(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6) : 公布日施行
(2)(4)(5) : 平成24年4月1日までの政令で定める日
(平成24年4月1日)から施行

平成24年4月から業務管理体制整備の届出が必要となります①

休止・廃止届を事前届出制にするなどの制度改正が併せて行われました。

1 業務管理体制整備の届出は速やかに！

- 平成24年4月から、指定障害福祉サービス事業者等(注1)は、法令遵守等の業務管理体制の整備(注2)とその届出が義務づけられます。
- 事業所名、所在地等を変更した場合は、変更の届出を行っていただくこととなります。

業務管理体制の届出は平成24年9月30日までにお願いいたします。

(注1) 業務管理体制の届出が義務づけられる事業者の種類

■ 障害者自立支援法に基づくもの

- ア. 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設
- イ. 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

■ 児童福祉法に基づくもの

- ウ. 指定障害児通所支援事業者
- エ. 指定障害児入所施設
- オ. 指定障害児相談支援事業者

(注2) 業務管理体制の整備について

指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制が整備されているかどうかを指します。

具体的には、事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていること、開設する事業所等の数に応じ(次表参照)、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備、外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていることが必要とされます。

◎届出書の内容～設置する事業所等の数により届出事項が異なります！

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名 〃 主たる事業所の所在地 〃 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」(注3)の氏名、生年月日
事業所等の数が <u>20以上</u> の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」(注4)の概要
事業所等の数が <u>100以上</u> の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

(注3) 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者
(注4) 業務が法令に適合することを確保するための規程

◎事業所の数え方について

- 事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所等と数えます。
- 事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。例えば、同一の事業所が、居宅介護事業所と重度訪問居宅介護事業所としての指定を受けている場合、指定を受けている事業所は2つとなります。

◎届出書の届け先は事業所の所在地によって決まります。

	事業所等の区分	届出先	備考
①	指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省	厚生労働本省障害保健福祉部監査指導室
②	特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者等	市町村	
③	①及び②以外の事業者等	都道府県	

平成24年4月から業務管理体制整備の届出が必要となります②

休止・廃止届を事前届出制にするなどの制度改正が併せて行われました。

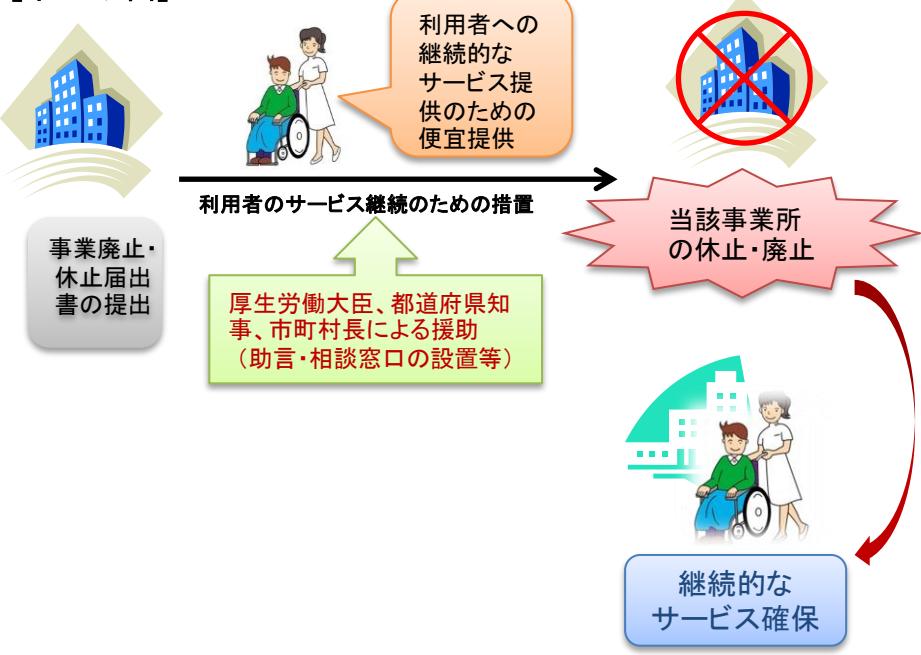
2 休止・廃止届が事前届出制に

- ① 休止・廃止の届出の時期が、これまでの「休止・廃止後10日以内」から、「休止・廃止予定日の1ヶ月前まで」に変わりました。
- ② 立入検査後、10日以内に指定権者が聴聞決定予定日を事業者に通知した場合、聴聞決定予定日までに廃止の届出を行うと、指定・更新の欠格事由に該当することとなりました。

3 休止・廃止時の利用者へのサービス確保が義務化

- 休止・廃止時における利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜提供が義務づけられました。この義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができます。

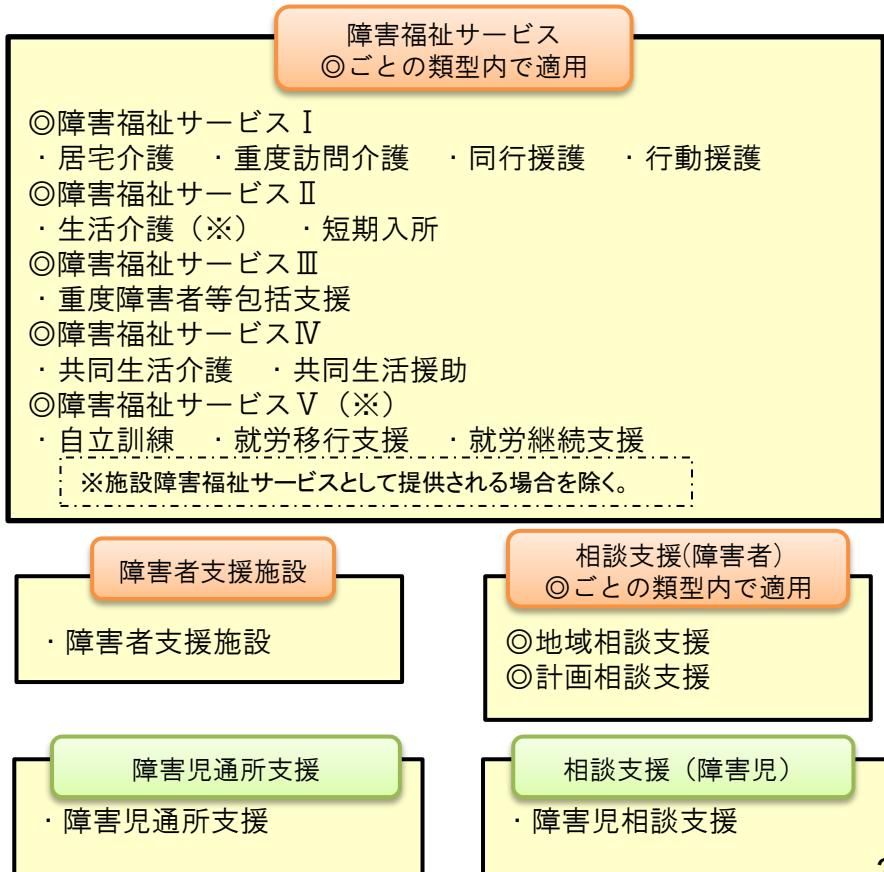
【イメージ図】



4 指定の取り消しにおける連座制の見直し

- ① 取り消しの理由となった不正行為に、法人の組織的関与が確認された場合に連座制が適用されることとなりました。
- ② 指定・更新の欠格事由に、同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取り消しを受けた場合が追加されました。

【密接な関係を有する者に関するサービス類型】



IV 介護職員等によるたんの吸引等の実施 のための制度の在り方等について

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について

(「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正)

趣旨

- 介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。

☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況。

実施可能な行為

- たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの

※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができます。

☆具体的な行為については省令で定める

- ・たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
- ・経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

介護職員等の範囲

○介護福祉士

☆具体的な養成カリキュラムは省令で定める

○介護福祉士以外の介護職員等

☆一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定

☆認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録(全ての要件に適合している場合は登録)

○登録の要件

☆基本研修、実地研修を行うこと

☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事

☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合

☆具体的な要件については省令で定める

※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

登録事業者

- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録
(全ての要件に適合している場合は登録)

○登録の要件

☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保

☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置

☆具体的な要件については省令で定める

※ 登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

<対象となる施設・事業所等の例>

- ・介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
- ・障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)
- ・在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)
- ・特別支援学校

※医療機関は対象外

出典:介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

実施時期及び経過措置

○平成24年4月1日施行

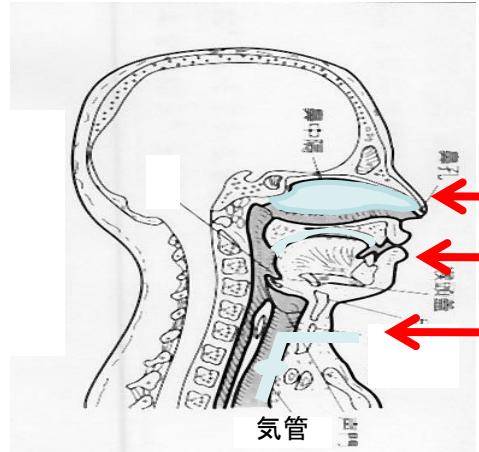
(介護福祉士については平成27年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受けければ実施可能。)

- 現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるために必要な経過措置 40

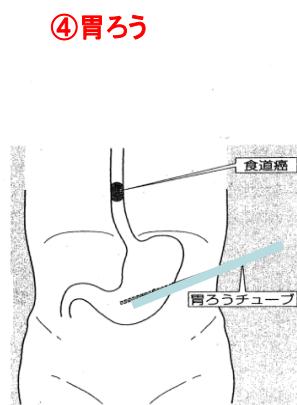
介護職員等によるたんの吸引等の取扱い（実質的違法性阻却）

- たんの吸引・経管栄養は、医行為に該当し、医師法等により、医師、看護職員のみが実施可能

たんの吸引

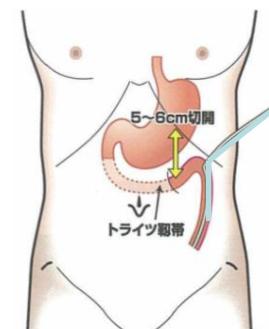


経管栄養



④胃ろう

⑤腸ろう(空腸ろう)



⑥経鼻経管栄養



- 例外として、一定の条件下(本人の文書による同意、適切な医学的管理等)でヘルパー等による実施を容認（実質的違法性阻却論）

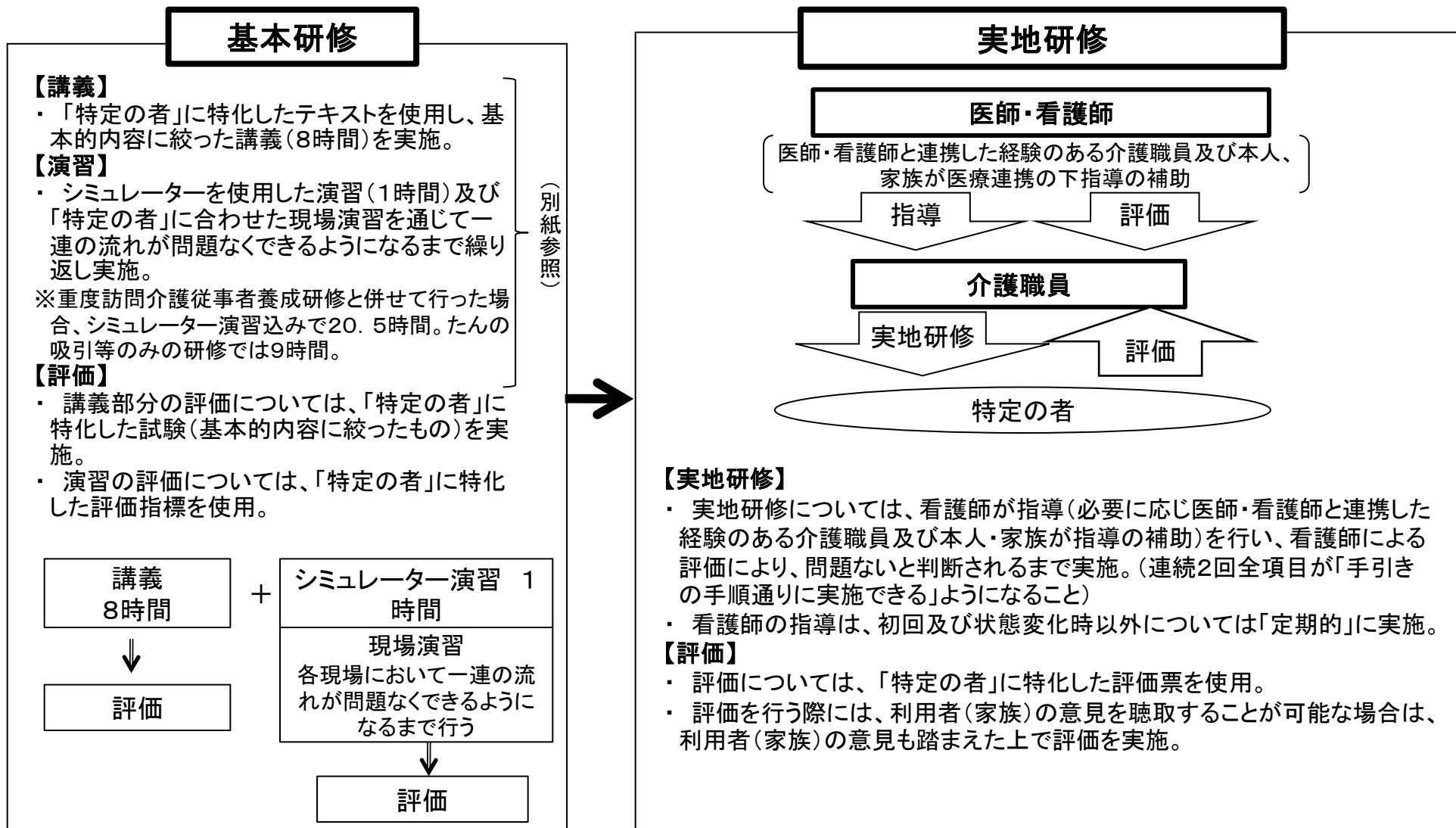
- ◆在宅の患者・障害者…①②③
- ◆特別支援学校の児童生徒…①②+④⑤⑥
- ◆特別養護老人ホームの利用者…②+④

※ ①～⑥のそれぞれの行為の中に、部分的にヘルパー等が行えない行為がある。
(例：特養での胃ろうにおけるチューブ等の接続と注入開始は×)

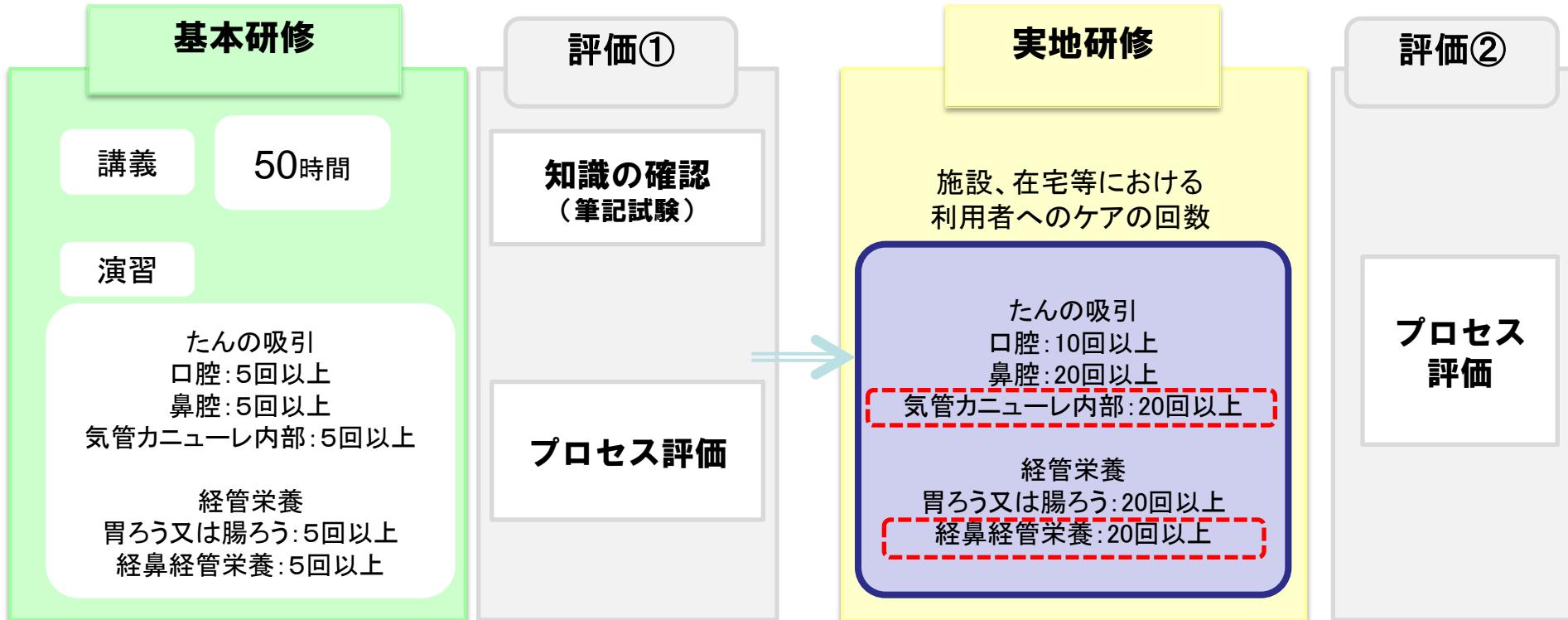
介護職員等によるたんの吸引等の取扱い（実質的違法性阻却）

		在宅(療養患者・障害者)	特別支援学校(児童生徒)	特別養護老人ホーム(高齢者)
対象範囲	たんの吸引	口腔内 (咽頭の手前までを限度) <input type="radio"/>	<input type="radio"/> (咽頭の手前までを限度)	<input type="radio"/> (咽頭の手前までを限度)
		鼻腔 <input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—
		気管カニューレ 内部 <input type="radio"/>	—	—
	経管栄養	胃ろう —	<input type="radio"/> (胃ろうの状態確認は看護師)	<input type="radio"/> (胃ろうの状態確認・チューブ接続・注入開始は看護職)
		腸ろう —	<input type="radio"/> (腸ろうの状態確認は看護師)	—
		経鼻 —	<input type="radio"/> (チューブ挿入状態の確認は看護師)	—
要件等	①本人との同意	・患者が、方法を習得した家族以外の者に依頼し、当該者が行うことについて文書による同意(ヘルパー個人が同意) ・ホームヘルパー業務と位置づけられていない	・保護者が、学校に依頼し、学校の組織的対応を理解の上、教員が行うことについて書面による同意 ・主治医が、学校の組織的対応を理解の上、書面による同意	・入所者(入所者に同意する能力がない場合にはその家族等)が、施設に依頼し、施設の組織的対応を施設長から説明を受け、それを理解の上、介護職員が行うことについて書面による同意
	②医療関係者による的確な医学的管理	・かかりつけ医、訪問看護職員による定期的な診療、訪問看護	・主治医から看護師に対する書面による指示 ・看護師の具体的指示の下で実施 ・在校時は看護師が校内に常駐 ・保護者、主治医、看護師、教員の参加下で、個別具体的な計画の整備	・配置医から看護職員に対する書面による指示 ・看護職員の指示の下で実施 ・配置医、看護職員、介護職員の参加の下、個別具体的な計画の整備
	③医行為の水準の確保	・かかりつけ医、訪問看護職員による家族以外の者への技術指導 ・かかりつけ医、訪問看護職員との間において同行訪問や連絡・相談・報告などにより手技を確認	・看護師及び教員が研修を受講 ・主治医による担当教員、実施範囲の特定 ・マニュアルの整備	・看護師及び介護職員が研修を受講 ・配置医による担当介護職員・実施範囲の特定 ・マニュアルの整備
	④施設・地域の体制整備	・緊急時の家族、かかりつけ医、訪問看護職員、家族以外の者等の間の連絡・支援体制の確保	・校長の統括の下、関係者からなる校内委員会の設置 ・指示書、実施記録の作成・保管 ・緊急時対応の手順、訓練の実施 等	・施設長の統括の下、関係者からなる施設内委員会の設置 ・指示書、実施記録の作成・保管 ・緊急時対応の手順、訓練の実施 等

介護職員等によるたんの吸引等(特定の者対象)の研修カリキュラム概要



介護職員によるたんの吸引等(不特定多数の者対象)の研修カリキュラムの概要



※救急蘇生法演習(1回以上)も必要
※人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引が必要な場合には、別途演習を行う
※演習はシミュレーターが必要

※ **□**内の項目については、実施しない類型もあり
※介護福祉士については、必要な行為について登録事業所において実地研修を行う。
※人工呼吸器装着者の研修については、別途研修を行う